

福井県丹南広域組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

令和2年4月1日条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与及び費用弁償)

第2条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関しては、越前市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年越前市条例第27号）の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(福井県丹南広域組合職員定数条例の一部改正)

2 福井県丹南広域組合職員定数条例（平成2年福井県丹南広域組合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時の職の者」の次に「及び非常勤の職の者」を加える。

(福井県丹南広域組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

3 福井県丹南広域組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年福井県丹南広域組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「占める職員」の次に「及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員」を加える。

(福井県丹南広域組合特別職の職員の報酬等および旅費等に関する条例の一部改正)

4 福井県丹南広域組合特別職の職員の報酬等および旅費等に関する条例（平成2年福井県丹南広域組合条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。